

千曲市新戸倉体育館整備・運営事業 競争的対話実施後の質問への回答

- ・千曲市新戸倉体育館整備・運営事業に関する質問および意見への回答を次のとおり公表します。
多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・質問および意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字および表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	1	(1)	①	項目等		
		1	1	1	1	(1)	①			
1	要求水準書	39	2	2	8	(3)		その他	消火栓での設置の場合、計画建物が包括されていれば、敷地全体を包含していなくてもよろしいでしょうか。	一般的に更地の駐車場部分などは範囲外でも良いとされていますが、敷地状況や利用方法により必要と判断される場合があります。最終的には提案内容を踏まえ、個別に消防署との協議により決定することになります。千曲坂城消防本部警防課へ直接お問い合わせください。
2	要求水準書	39	2	2	8	(3)		その他	消火栓は道路への設置（事業敷地外）でもよろしいでしょうか。（敷地内設置の場合、引き込み口径が大きくなり、コストがかかるため）	消火栓の場合、原則として地上式単口式（副弁付）となっており、設置する道路（歩道部分）に十分なスペースがあり、通行、管理、使用上に支の条件を満たせば設置可能となります。設置については、設置事業者が県企業局（県営水道）に工事負担金等を払い、工事発注は県企業局が行います。完成後の所有や管理は水道施設として県企業局となるのが一般的です。なお、現時点で前面道路の最終形は確定していないため、道路付近に設置を検討する場合は敷地内の道路側に設置することを想定してください。最終的には提案内容を踏まえ、個別に消防署との協議により決定することになります。千曲坂城消防本部警防課へ直接お問い合わせください。
3	要求水準書	39	2	2	8	(3)		その他	防火水槽の場合、容量は40m ³ と考えてもよろしいでしょうか。	40m ³ 以上の容量であれば十分と考えます。
4	要求水準書	39	2	2	8	(3)		その他	雨水貯留施設のオーバーフローを下水管接続としてもよろしいでしょうか。不可な場合、オーバーフローを見込まなくてもよろしいでしょうか。もしくはオーバーフローの接続先として適当なところはありますでしょうか。	雨水処理施設のオーバーフローは下水道管他への接続はできません。本事業の敷地範囲の雨水排水は敷地内での処理を原則とします。千曲市宅地開発等技術指針に則り計画をしてください。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	条	項	(1)	項目等		
		1	1	1	1	1	(1)			
1	事業契約書（案）	29	8		103	1		本施設の引渡し前の解除	本施設の引渡し前に契約解除となった場合に清算される出来形に含まれる項目について、本施設の出来形部分には本施設には関係のない項目は含まれないとあります。具体的に出来形に含まれるものをご教示ください。	事業契約を途中で解除した場合に市が支払う代金の考え方を整理した資料を公表します。

■様式集に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	1	(1)	項目等		
		1	1	1	1	(1)			
1	様式集						様式7-2	様式7-2の仕上表につき、必要事項が明記されていれば任意の書式とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	仕上表の作成にあたっては、様式集に定められた様式に従って作成してください。ただし、表に収まりきらない事項等がある場合は、様式7-2は枚数制限を設けていないため、定められた様式の表に加えて、追加で任意の様式で提出いただくことは可能です。

■その他に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	1	(1)	①		
		1	1	1	1	(1)	①		
1	入札参加資格							入札参加資格 「千曲市新戸倉体育館整備・運営事業における入札参加資格の取り扱いについて（補足）」（2）『②令和7・8・9年度名簿の定期申請（受付期間：令和6年11月1日～12月25日）にて申請済みの事業者は、本手続きは不要です。』とありますが、『③今後、本事業の受託事業者として決定した場合は、随時申請において令和7・8・9年度名簿への登録をお願いします。』と記載されております。②の手続きが不要の場合（業者）であっても。本事業に選定された場合は随時申請において令和7・8・9年度名簿への登録が必要という理解でよろしいでしょうか。	②に記載の「令和7・8・9年度名簿の定期申請（受付期間：令和6年11月1日～12月25日）にて申請済みの事業者」であれば③の手続きは不要となります。 令和7・8・9年度名簿の定期申請を行っていない事業者については、随時申請にて登録を依頼していたところですが、随時申請の登録手続きに想定以上の時間がかかる可能性があるため、事業者によっては参加資格を一時的に失ってしまう可能性があります。 そのため、暫定的に本事業のみ有効な参加資格を付与する形になりますので、受託事業者として選定された場合は、③に記載のとおり正式に随時申請を行い登録手続きが必要となります。 なお、定期申請を行っているが、登録内容の変更や千曲市に参加資格の申請をしていない場合等、本事業に適した登録申請をしていない場合は②及び③の手続きを行ってください。
2	戸倉体育館の電気料金・電気使用量（参考）							電気料金の現在の契約単価をご開示頂けますでしょうか。	電力会社との守秘義務にあたるため契約単価の公表はできません。
3	競争的対話実施結果について							事業契約書（案）別紙に関する質問 No.2 修繕費用の上限は事業期間の提案金額総額を上限とするとのことですが、第1回質問回答（事業契約書（案）No.21）及び第2回質問回答（事業契約書（案）別紙No.6）にて、「修繕費用は、修繕項目（ex.受変電設備）毎に事業期間の提案金額総額を上限として支払う（各事業年度の上限は無し）」旨ご回答いただいています。確認ですが、修繕費用は、事業期間の提案金額総額を上限とし、修繕項目毎には上限を設けないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。修繕費用は事業期間内の修繕費総額を上限とします。
4	その他							浄化槽堆積腐植土を埋め戻した際の六価クロムの溶出試験値を開示頂けますでしょうか。	試験結果を公表いたします。